

別紙

諮問第1581号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表2に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇年〇月〇日付『〇〇新聞』の〇〇教諭が載った“君が代”等の記事の内容に関し、都教委（支援センター含む）が都立〇〇（の校長・副校長や〇〇先生ご本人）に事情聴取（聞き取り）を含めやり取りした文書一式」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和3年6月25日付けで行った別表1に掲げる本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、別表1に掲げる本件対象公文書1及び2を特定し、そのうち、同表に掲げる本件非開示情報1から4までは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから条例7条2号に該当するとともに、開示が前提となると、今後、本件と同種の事故が発生した場合に当事者、関係者等からの報告や事情聴取等による適切な情報収集が困難となるおそれ及び事故に関して校長が自らの率直な意見を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから同条6号に該当するとして、本件一部開示決定を行った。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年11月18日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年1月17日に実施機関から理由説明書を、同年3月2日に審査請求人から意見書を收受し、令和5年1月31日（第234回第一部会）から同年6月30日（第238回第一部会）まで、5回の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### ア 本件一部開示決定について

都内の公立学校に勤務する教職員の服務事故が発生した際は、事故発生報告等事務処理要綱（昭和46年10月11日東京都教育委員会教育長決定）の規定により、校長が状況報告書を作成する。都立学校の場合は、当該学校を管轄する学校経営支援センターを通じて実施機関である東京都教育委員会へ報告を行うこととなっている。実施機関は、任命権者としての事故事実確認のため、事故を起こした教職員（以下「事故者」という。）、監督者及び関係者から事情聴取を行い、認定した事実に基づき、事故者及び監督者に対する懲戒処分又は措置等（以下「処分等」という。）の量定に係る原案を作成の上、教職員懲戒分限審査委員会に諮問し、その答申を踏まえて処分等を決定する。懲戒処分に係る事案の公表については、「学校に勤務する教職員の懲戒処分の公表等について」（平成12年12月26日付け）に基づき、懲戒処分に係る事案を公表することとしており、原則として、懲戒免職の場合は、氏名、学校名、職名、年齢、性別、処分程度及び処分理由を、その他の懲戒処分の場合は、校種、職名、年齢、性別、処分程度及び処分理由を公表している。

実施機関は、本件開示請求に対し、実施機関が平成24年度及び平成25年度に收受した特定の都立学校における服務事故（以下「本件服務事故」という。）に係る状況報告書が対象であるとして、別表1に掲げる本件対象公文書1及び2を特定し、「発生日時」欄、「発生場所」欄、「事故者所属職名」欄、「事故者氏名」欄、「教科」

欄、「教職年数」欄及び「校務分掌」欄については条例7条2号に、同表に掲げる本件非開示情報1から4までについては同条2号及び6号に該当するとして、これらの情報を非開示とする本件一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件非開示情報1から4までの開示を求める旨主張しているので、審査会は、実施機関が本件一部開示決定において非開示とした部分のうち、本件非開示情報1から4までの非開示妥当性について検討するものとする。

#### イ 本件非開示情報1から4までの非開示妥当性について

##### (ア) 本件非開示情報1について

本件非開示情報1は、本件服務事故の発生状況として、事故者の職名及び氏名、事故発生に至る事実経緯に係る日時及び内容並びに事故発生日時、場所及び具体的内容が記載された部分である。

本件非開示情報1のうち、事故者の職名及び氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、条例7条2号本文に該当する。そして、本件非開示情報1は、本件服務事故の発生状況を記載したものであるから、含まれる情報は職務遂行情報に該当する。もっとも、「東京都情報公開条例の施行について(通達)」(平成11年12月20日付11政都情第366号)第7条第2号関係(個人情報)によると、職務遂行情報に該当し得る情報のうち公務員等の氏名については、同号ただし書ハには該当しない。このことから、事故者の職名及び氏名のうち、職名については同号ただし書ハに該当する一方、氏名については同号ただし書ハには該当せず、同号ただし書イ該当性を判断することになる。教職員の氏名は教職員名簿に掲載されるなど慣行として公にされるものではあるが、実施機関の説明によると、本件服務事故に係る処分等に伴い被処分者の氏名を公表した事実はないとのことであるから、事故者の氏名は同号ただし書イに該当しない。また、その内容及び性質から、同号ただし書ロにも該当しない。

次に、事故発生に至る事実経緯に係る日時及び内容並びに事故発生日時、場所及び具体的内容のうち、事故発生前の事務手続やその実施状況等、単に所定の手続を行った事実が記載されているにすぎない部分については、当該部分を公にしたとしても、人事管理に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、条例7条6号に該当しない。また、当該部分に含まれる事故者以

外の教職員の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、同条2号本文に該当するが、いずれも教職員名簿に掲載されているなど、慣行として公にされているものであると認められ、同号ただし書イに該当する。

しかしながら、その他の部分については、本件服務事故について関係者等からの報告、事情聴取等に基づき記載された具体的内容であると認められ、公にすることにより、今後、同種の事故が発生した場合に関係者等が詳細な説明を躊躇するなど、適切な情報収集が困難となり、人事管理に関する事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例7条6号に該当する。

したがって、本件非開示情報1のうち、別表2に掲げる部分については、条例7条2号及び6号に該当しないことから開示すべきであるが、その他の部分については、非開示が妥当である。

#### (イ) 本件非開示情報2について

本件非開示情報2は、本件服務事故に対する学校の対応措置として、事故者の職名及び氏名並びに事故発生後の対応に係る日時及び内容が記載された部分である。

本件非開示情報2のうち、事故者の職名及び氏名については、前記(ア)で判断したとおり、職名については条例7条2号に該当しないが、氏名については同号に該当する。

次に、事故発生後の対応に係る日時及び内容のうち、学校内で行われた事故発生に係る報告等、単に事故発生時に講じた所定の手続が記載されているにすぎない部分については、当該部分を公にしたとしても、人事管理に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、条例7条6号に該当しない。また、当該部分に含まれる事故者以外の教職員の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、同条2号本文に該当するが、いずれも教職員名簿に掲載されているなど、慣行として公にされているものであると認められ、同号ただし書イに該当する。

しかしながら、その他の部分については、本件服務事故について関係者等からの報告、事情聴取等に基づき記載された具体的内容であると認められ、前記(ア)の判断と同様に、公にすることにより、人事管理に関する事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例7条6号に該当する。

したがって、本件非開示情報2のうち、別表2に掲げる部分については、条例7条2号及び6号に該当しないことから開示すべきであるが、その他の部分については、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

本件非開示情報3は、本件服務事故に対する校長の所見において、事故者を識別することができる情報が記載された部分である。

したがって、前記(ア)における事故者の職名及び氏名に係る判断を踏まえると、本件非開示情報3は、職名に係る情報が記載されている別表2に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については、条例7条2号に該当し、同条6号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報4について

本件非開示情報4は、本件対象公文書1のうち状況報告書に添付された5件の書類並びに本件対象公文書2のうち状況報告書に添付された書類の件名一覧及び5件の書類である。

a 件名一覧

審査会が見分したところ、件名一覧については、本件服務事故が学校の式典に係るものであることを踏まえると、状況報告書に添付されることが通常容易に想像できる資料の件名であり、個人に関する情報とは認められないことから条例7条2号には該当せず、また、公にすることにより人事管理に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから同条6号にも該当しない。

b 添付書類の1件目から4件目まで

審査会が見分したところ、添付書類の1件目から4件目までは、式典の実施に向けた運営計画、当日の座席配置、校長による職務命令及び会議等に関する資料であることが認められる。

これらの資料に記載されたPTA役員及び生徒の氏名並びに生徒指導に係る情

報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められ、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。また、添付書類の3件目に記載された事故者の職名及び氏名は、前記(ア)で判断したとおり、職名については条例7条2号に該当しないが、氏名については同号に該当する。

次に、これらの資料に記載された情報のうち、式典の実施に向けた一般的な事項や学校運営に係る内容が記載されているにすぎない部分については、当該部分を公にしたとしても、人事管理に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、条例7条6号に該当しない。また、当該部分に含まれる事故者以外の教職員の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、同条2号本文に該当するが、いずれも教職員名簿に掲載されているなど、慣行として公にされているものであると認められ、同号ただし書イに該当する。

c 添付書類の5件目

審査会が見分したところ、添付書類の5件目は、本件服務事故について監督者が事故者に対し、事実確認、指導等を行った際の記録であり、発言内容をありのままに記載したものであることが認められる。これを公にすることとなると、今後、同種の事故に係る事実調査を行う際に、調査対象者等が自身の発言を公にされることを懸念して率直な発言を躊躇するなどにより、正確かつ適切な情報収集を行うことが困難となり、人事管理に関する事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることと認められることから、条例7条6号に該当する。

したがって、本件非開示情報4のうち、「件名一覧」については、条例7条2号及び6号に該当しないことから開示すべきである。また、「添付書類の1件目から4件目まで」のうち、別表2に掲げる部分については、条例7条2号及び6号に該当しないことから開示すべきであるが、その他の部分については、非開示が妥当である。さらに、「添付書類の5件目」については、条例7条6号に該当し、同条2号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表1 本件一部開示決定

本件対象公文書		本件非開示情報		根拠規定
1	「事故報告書の提出について」(24中支セ支第372号)	審査請求対象外	「発生日時」欄、「発生場所」欄、「事故者所属職名」欄、「事故者氏名」欄、「教科」欄、「教職年数」欄、「校務分掌」欄(都教育委員会が処分公表基準に基づき公表する処分理由と同等の内容である部分を除く。)	7条2号
		1	「1 発生状況」欄 (都教育委員会が処分公表基準に基づき公表する処分理由と同等の内容である部分及び一般的な記述を除く。)	7条2号、6号
		2	「2 学校の対応措置」欄 (都教育委員会が処分公表基準に基づき公表する処分理由と同等の内容である部分及び一般的な記述を除く。)	7条2号、6号
		3	「3 校長所見」欄 (都教育委員会が処分公表基準	7条2号、6号

			に基づき公表する処分理由と同等の内容である部分及び一般的な記述を除く。)	
		4	各添付書類	7条2号、 6号
2	「事故報告書の提出について」(25 中支セ支第 16 号)	審査請求 対象外	「発生日時」欄、「発生場所」欄、「事故者所属職名」欄、「事故者氏名」欄、「教科」欄、「教職年数」欄、「校務分掌」欄(都教育委員会 が処分公表基準に基づき公表する処分理由と同等の内容である部分を除く。)	7条2号
		1	「1 発生状況」欄 (都教育委員会 が処分公表基準に基づき公表する処分理由と同等の内容である部分及び一般的な記述を除く。)	7条2号、 6号
		2	「2 学校の対応措置」欄 (都教育委員会 が処分公表基準に基づき公表する処分理由と同等の内容である部分及び一般的な記述を除く。)	7条2号、 6号
		3	「3 校長所見」欄 (都教育委員会 が処分公表基準に基づき公表する処分理由と同等の内容である部分及び一般的な記述を除く。)	7条2号、 6号
		4	「4 添付資料」欄の件名一覧 及び各添付書類	7条2号、 6号

別表2 開示すべき部分

本件対象公文書		開示すべき部分	
1	「事故報告書の提出について」 (24 中支セ支第 372 号)	本件非開示 情報 1	「1 発生状況」欄の 1 行目 1 文字目から 34 文字目まで、1 行目 39 文字目から 2 行目 36 文字目まで、7 行目 1 文字目から 10 文字目まで、7 行目 18 文字目から 8 行目 2 文字目まで、27 行目 1 文字目から 29 文字目まで
		本件非開示 情報 2	「2 学校の対応措置」欄の 1 行目 1 文字目から 3 行目 20 行目まで、4 行目 11 文字目から 4 行目行末まで、7 行目 4 文字目から 11 文字目まで、9 行目 1 文字目から 9 文字目まで、9 行目 22 文字目から 25 文字目まで
		本件非開示 情報 3	「3 校長所見」欄の 4 行目 35 文字目から 41 文字目まで、6 行目 1 文字目から 8 文字目まで
		本件非開示 情報 4	添付書類の 1 件目から 4 件目までのうち、事故者、PTA 役員及び生徒の氏名を除く全て
2	「事故報告書の提出について」 (25 中支セ支第 16 号)	本件非開示 情報 1	「1 発生状況」欄の 1 行目 1 文字目から 34 文字目まで、1 行目 39 文字目から 2 行目 36 文字目まで、5 行目 17 文字目から 6 行目 8 文字目まで、8 行目 8 文字目から 11 文字目まで、9 行目 1 文字目から 12 行目 30 文字目まで、39 行目 1 文字目

			から7文字目まで、43行目1文字目から22文字目まで
		本件非開示 情報2	「2 学校の対応措置」欄の1行目1文字目から3行目18行目まで、6行目39文字目から7行目行末まで、10行目22文字目から29文字目まで、13行目17文字目から20文字目まで
		本件非開示 情報3	「3 校長所見」欄の5行目24文字目から30文字目まで、6行目38文字目から45文字目まで
		本件非開示 情報4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「4 添付書類」欄の件名一覧</li> <li>・添付書類の1件目から4件目までのうち、事故者、PTA役員及び生徒の氏名並びに生徒指導に係る情報を除く全て</li> </ul>